

四日市市告示第5号

四日市市児童手当事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年1月6日

四日市市長 森 智広

四日市市児童手当事務処理要綱の一部を改正する要綱

四日市市児童手当事務処理要綱（平成26年四日市市告示第158号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般受給資格者に係る現況届の処理)</p> <p>第11条 市長は、省令第4条第1項の現況届の提出を受けたとき、<u>又は省令第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、次により処理するものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該届書の記載事項又は公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）により確認した情報等により審査し、</u>児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めた場合には、認定通知書を用いて、当該届出者に通知すること。</p> <p>(2) <u>当該届書の記載事項又は公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）により確認した情報等により審査し、</u>支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書を</p>	<p>(一般受給資格者に係る現況届の処理)</p> <p>第11条 市長は、省令第4条第1項の現況届の提出を受けたときは、<u>次により処理するものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該届書の記載事項等により審査し、</u>児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めた場合には、認定通知書を用いて、当該届出者に通知すること。</p> <p>(2) <u>当該届書の記載事項等により審査し、</u>支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、支給事由消滅通知書（第10号様式）を用い</p>

もって当該手当の認定を取り消し、支給事由消滅通知書（第10号様式）を用いて、当該届出者に通知すること。

（受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理）

第16条 請求者等からの法第21条の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月毎の前月10日（その日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2から4まで （略）

て、当該届出者に通知すること。

（受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理）

第16条 請求者等からの法第21条の3の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月毎の前月10日（その日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2から4まで （略）

第1号様式を次のように改める。

四日市市長 児童手当 認定に関する請求書・届
特例給付

1. 認定請求書
2. 額改定認定請求書（増額）
3. 額改定届（減額）
4. 金融機関変更届
5. () 変更届

太ワクの中のみ記入してください。

										提出年月日		年 月 日	
										事由の発生した年月日 (提出事由が2, 3の場合)		年 月 日	
										職業		勤務先	
										加入年金の種類		1. 厚生 2. 共済 (被用者) 3. 国民 4. その他 (非被用者)	
										性別		男・女	
										生年月日		年 月 日	
										住所 (法人の主たる事務所の所在地)		四日市市 (方書) TEL - -	
										前住所			
										前市区町村へ届出した転出予定日		年 月 日	
										四日市市へ転入した異動日		年 月 日	
										フリガナ			
										氏名 (生年月日 S・H 年 月 日)		職業	
										勤務先			
										同居別居		別居の場合の住所	
										TEL		- -	
										扶養親族等及び児童の数		□無 □有 人	
										うち同一生計配偶者 (70歳以上に限る。) 及び老人扶養親族の合計数		□無 □有 人	
										受取希望金融機関 <請求者名義に限る>		銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所	
										普通		店番 口座番号 口座名義人 (カタカナ)	
										氏名		続柄	
										生年月日		同居別居	
										監護の有無		生計関係	
										別居の場合の住所 (海外留学の場合は出国年月)		児童との関係	
										出国年月: 年 月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	
										3 小 中 高			
										3 小 中 高			
										3 小 中 高			
										3 小 中 高			

認定の場合は、18歳3月末までの児童
額改定の場合は、増減する児童

添付書類

- ① 共済年金等に加入している・・・請求者（受給者）の健康保険被保険者証写しまたは年金加入証明書
- ② 児童が別居している・・・別居監護申立書
- ③ 請求者の子でない児童を養育している（※1を除く）・・・養育申立書（里親の場合は別様式で認定請求）
- ※1 請求者が父母指定者・未成年後見人の場合
 ※2 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合
 ※3 児童が海外に留学している場合
 ※4 下記注意『9』の後段に該当する児童があった場合

こども保健福祉課へお問い合わせください。

注意

- 1 この請求が認定された場合、原則として請求月の翌月分から手当が支給されます。
- 2 「事由の発生した年月日」の欄は、提出事由が「2. 額改定認定請求書（増額）」又は「3. 額改定届（減額）」のみ、事由の発生した年月日を記入してください。
- 3 「氏名（法人名等）」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 4 請求者が個人であり、かつ本人確認ができた場合のみ、12桁の個人番号を記入してください。
- 5 「住所（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 6 「職業・勤務先」、「性別」、「生年月日」、「配偶者の有無」、「加入年金の種類」、「扶養親族等及び児童の数」、の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 7 「加入年金の種類」の欄は、請求者の請求の日における加入年金の状況について、該当するものを○で囲んでください。
- 8 「配偶者の氏名」、「配偶者の職業・勤務先」及び「個人番号」の欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。また、「有」を選んだ場合で、配偶者が別居しているときは、配偶者の住所も記入してください。
 なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 9 「扶養親族等及び「児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、このうち同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
 なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
 いずれもない場合は、□無に☑をしてください。
- 10 「児童」の欄は、請求者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
 ※支給対象となる児童は、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者となります。
- 11 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 12 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

第17号様式を次のように改める。

※整理番号
※受付年月 . .

児童手当（特例給付）寄附変更申出書・寄附撤回申出書

四日市市長

私は、児童手当法第20条第1項の規定に基づいて行った寄附の申出について、以下のとおり申し出ます。

申出の別	寄附の変更 . 寄附の撤回
------	-----------------------------------

寄附の変更の場合

寄附の変更の内容		
区 分	寄附額	
<input type="checkbox"/> 児童手当等の全部（各月の手当額の全部を寄附）	計	円
<input type="checkbox"/> 児童手当等の一部（各支払期月毎に右の額を寄附）	年10月支払期 （6月分～9月分）	計 円
	年2月支払期 （10月分～1月分）	計 円
	年6月支払期 （2月分～5月分）	計 円

（注） 寄附額は、支給される児童手当等から学校給食費等の徴収等額や保育料の特別徴収額がある場合は、それらを控除した後の額の範囲内とします。

年 月 日

住 所（法人の主たる事務所の所在地）

氏 名（法人名等）

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第17号様式の改正規定は、告示の日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年四日市市告示第465号）	(略)	
四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第134号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年四日市市告示第465号）	(略)	
<u>四日市市児童手当事務処理要綱（平成26年四日市市告示第158号）</u>	<u>第1号様式</u>	
四日市市新生児聴覚スクリ	(略)	

ーニング検査費用補助金交 付要綱（平成28年四日市 市告示第134号）	
---	--

（略）

（こども未来部こども保健福祉課）